

カラスの巣除去作業特記仕様書

横浜市環境創造局

平成 31 年 1 月改定

1（適用）

この仕様書は、公園及び緑地等の維持業務委託において、カラスの繁殖期（春から初夏）にカラスの巣の除去作業を行う場合に適用する。

2（許可申請の手続き）

- (1) 受託者は契約後速やかに、環境創造局公園緑地部動物園課へ「鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可申請書（従事者証交付申請書）」手続きを行い、極力早期に作業が行える体制を整えること。
- (2) 受託者は、許可期間の満了後は、速やかに動物園課へ捕獲実績の報告を行うとともに、許可証を返納すること。

3（作業内容）

- (1) カギ付き棒等を使用して、カラスの巣を除去・処分すること。
- (2) 除去作業中は、作業者の安全を図るとともに、公園利用者や周辺の通行者、隣接住宅等に被害等が生じないように注意をすること。
- (3) 巣の中の卵やヒナについては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号）等に基づき、適正に処理すること。

4（報告）

- (1) 受託者は作業後、巣の状況（卵やヒナの有無及び数）について、「カラスの巣除去報告書」へ記載し、監督員に報告すること。
- (2) 受託者は作業前・作業中・作業後について、写真で記録し、監督員へ提出すること。

5（その他）

- (1) 受託者は現場状況により、除去作業の際に高所作業車が必要な場合は、監督員と協議すること。
- (2) 横浜市ではカラスの巣の積極的な除去作業は行っていないため、除去作業はやむを得ない場合に限り監督員からの指示により行うこと。